

ことを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

(休日)

第十四条 職員は、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）についても、同様とする。

(休日の代休日)

第十五条 各省各庁の長は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である勤務日等に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、人事院規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（第十三条の二第一項の規定により超勤代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。）を指定することができる。

(休暇の種類)

第十六条 職員の休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

(年次休暇)

第十七条 年次休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

一 次号及び第三号に掲げる職員以外の職員

二十日（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し二十日を超えない範囲内で人事院規則で定める日数）

二 次号に掲げる職員以外の職員であつて、当該年中途において新たに職員となり、又は任期が満了することにより退職することとなるもの

その年の在職期間等を考慮し二十日を超えない範囲内で人事院規則で定める日数

三 当該年の前年において独立行政法人通則法（平成十一年法律第三号）第二条第四項に

規定する行政執行法人の職員、特別職に属する国家公務員、地方公務員又は沖縄振興開発金融公庫その他の業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事院規則で定めるものに使用される者（以下この号において「行政執行法人職員等」という。）であつた者であつて引き続き当該年に新たに職員となつたものその他人事院規則で定める職員 行政執行法人職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次休暇に相当する休暇の残日数等を考慮し、二十日に次項の人事院規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で人事院規則で定める日数

限度として、当該年の翌年に繰り越すことができる。

3 年次休暇については、その時期につき、各省各庁の長の承認を受けなければならない。この場合において、各省各庁の長は、公務の運営に支障がある場合を除き、これを承認しなければならない。

(病気休暇)

第十八条 病気休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とする。

(特別休暇)

第十九条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として人事院規則で定める場合における休暇とする。

この場合において、人事院規則で定める特別休暇については、人事院規則でその期間を定める。

(介護休暇)

第二十条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事院規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により人事院規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、各省各庁の長が、人事院規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、通算して六月を

超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。

3 介護休暇については、一般職の職員の給与に関する法律第十五条の規定にかかわらず、その期間の勤務しない一時間につき、同法第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額する。

(介護時間)

第二十条の二 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一継続する状態ごとに、連続する三年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において一日につき二時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、一般職の職員の給与に関する法律第十五条の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、同法第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額する。

(病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認)

第二十一条 病気休暇、特別休暇（人事院規則で定めるものを除く）、介護休暇及び介護時間については、人事院規則の定めるところにより、各省各庁の長の承認を受けなければならない。

(人事院規則への委任)

第二十二条 第十六条から前条までに規定するもののほか、休暇に関する手続その他の休暇に関する必要事項は、人事院規則で定める。

(非常勤職員の勤務時間及び休暇)

第二十三条 常勤を要しない職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の勤務時間及び休暇に関する事項については、第五条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して人事院規則で定める。

附則

第一条（施行期日） この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の一般職の職員の給与等に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（以下「旧給与法」という。）第十四条第三項本文の規定に基づき月曜日から金曜日までの五日間において一日につき八時間（同条第二項の規定により一週間の勤務時間が延長されている職員にあつては、八時間に相当する時間）の勤務時間が割り振られていた職員について同条第四項の規定に基づき定められている勤務を要しない日又は勤務時間の割振りは、それぞれ第八条の規定に基づき各省各庁の長が定めた週休日又は勤務時間の割振りとなす。

2 この法律の施行の際現に前項に規定する職員以外の職員について旧給与法第十四条第三項又は第四項の規定に基づき定められている勤務を要しない日又は勤務時間の割振りは、それぞれ第六条第三項、第七条又は第八条の規定に基づき各省各庁の長が定めた週休日又は勤務時間の割振りとなす。

3 前二項の規定が適用される職員についてこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）前の法令の規定に基づき定められている休憩時間については、第九条の規定に基づく休憩時間とみなす。

4 この法律の施行前に、船舶に乗り組む職員であつて旧給与法第十四条第二項の規定により一週間の勤務時間が延長されているものについては、施行日において第十一条の規定により一週間当たりの勤務時間が延長されたものとみなす。

5 施行日前から引き続き在職する職員の施行日以後の平成六年における年次休暇の日数については、第十七条第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の際の旧給与法第十四条の三第一項に規定する年次休暇の残日数とする。

6 この法律の施行の際現に旧給与法第十四条の三第四項又は第七項の規定に基づき各庁の長又はその委任を受けた者の承認を受けている休暇については、それぞれ第十七条第三項又は第二十一条の規定に基づき各省各庁の長が承認したものとみなす。

7 前各項に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、人事院規則で定める。

附則（平成二十一年七月七日法律第八三〇号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

附則（平成二十一年七月一六日法律第一〇四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

（政令への委任）
第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附則（平成二十一年二月二二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）
第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五号、第千三百六号、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附則（平成二十三年二月七日法律第一四二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
第三条 第二条の規定による改正後の一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（以下「新勤務時間法」という。）第二十條の規定は、第二条の規定による改正前の一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（次項において「旧勤務時間法」という。）第二十一條の規定により介護休暇の承認を受けた職員で施行日において当該承認に係る介護を必要とする一の継続する状態についての介護休暇の初日から起算して三月を経過しているもの（当該介護休暇の初日から起算して六月を経過する日までの間にある職員に限る。）についても適用する。この場合において、新勤務時間法第二十条第二項中「連

続する六月の期間内」とあるのは、「平成十四年四月一日から、当該状態についての介護休暇の初日から起算して六月を経過する日までの間」とする。
2 旧勤務時間法第二十一條の規定により介護休暇の承認を受け、施行日において当該承認に係る介護を必要とする一の継続する状態についての介護休暇の初日から起算して三月を経過していない職員で施行日において三月を経過する日までの間にある職員で、新勤務時間法第二十条第二項中「連続する六月の期間内」とあるのは、「当該状態についての介護休暇の初日から起算して六月を経過する日までの間」とする。

附則（平成二十一年七月三一日法律第九八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一章第一節（別表第一から別表第四までを含む。）並びに附則第二十八條第二項、第三十三條第二項及び第三項並びに第三十九條の規定 公布の日
（その他の経過措置の政令への委任）
第三十九條 この法律に規定するもののほか、公社法及びこの法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に關する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成二十四年七月三一日法律第九八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。
（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
第三十三條 平成十八年一月一日から施行日の前日までの間において旧公社法の職員であったことのある者であつて平成十九年中に第百三十三條の規定による改正後の一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第十七條第一項の規定の適用を受ける職員となつたものに関する同年における同項の規定の適用については、その者は、旧公社法の職員であつた間は、同項第三号に規定する給与特例法適用職員等であつた者とみなす。

附則（平成二十七年一〇月二二日法律第一〇二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二十一年五月二五日法律第五八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。

（政令への委任）
第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十一年一月三〇日法律第一一八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第三条及び附則第六条から第十条までの規定は、平成二十年四月一日から施行する。

附則（平成二十二年二月二六日法律第九四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

附則（平成二十二年一月三〇日法律第八六号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第二条、第三条、第五条、第七条及び第九条並びに附則第五条及び第六条の規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

附則（平成二十二年一月三〇日法律第五三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 次条並びに附則第三条、第五条及び第十二條の規定 公布の日
（政令等への委任）
第十二條 附則第二条から前条まで並びに附則第二十五條、第三十條、第四十條及び第四十四條に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。
（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
第四十條 平成二十四年一月一日から施行日の前日までの間において旧給与特例法適用職員であつたことのある者であつて平成二十五年中に前条の規定による改正後の一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第十七條第一項の規定の適用を受ける職員となつたものに関する同年における同項の規定の適用については、その者は、特定独立行政法人職員等であつた者とみなす。

附則（平成二十四年六月二七日法律第四二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第十二條の規定 公布の日
（政令等への委任）
第十二條 附則第二条から前条まで並びに附則第二十五條、第三十條、第四十條及び第四十四條に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。
（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
第四十條 平成二十四年一月一日から施行日の前日までの間において旧給与特例法適用職員であつたことのある者であつて平成二十五年中に前条の規定による改正後の一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第十七條第一項の規定の適用を受ける職員となつたものに関する同年における同項の規定の適用については、その者は、特定独立行政法人職員等であつた者とみなす。

附則（平成二十六年六月一三日法律第六七号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四條第二項、第十八條及び第三十條の規定 公布の日
（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
第七條 施行日の属する年の前年一月一日から施行日の前日までの間において特定独立行政法人の職員であつたことのある者であつて施行日の属する年中に第七條の規定による改正後の一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第十七條第一項の規定の適用を受ける職員となつたものに関する同年における同項の規定の適用については、その者は、特定独立行政法人の職員

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

であった間は、同項第三号に規定する行政執行法人職員等であつた者とみなす。

(処分等の効力)

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）以下この条において「新法令」という。）に相当の規定があるものは、法律（これに基づく政令を含む。）に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

(その他の経過措置の政令等への委任)

第三十条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に關する経過措置を含む。）は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。

附則（平成二八年一月二六日法律第一号）抄

第一条（施行期日等） この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第三条、第五条及び第七条並びに附則第五条及び第六条の規定は、平成二八年四月一日から施行する。

(人事院規則への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

附則（平成二八年六月三日法律第六三号）抄

第一条（施行期日） この法律は、平成二九年四月一日から施行する。

附則（平成二八年一月二四日法律第八〇号）抄

第一条（施行期日等） この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条、第四条及び第九条並びに附則第四条及び第六条から第十条までの規定 平成二九年一月一日

(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第四条の規定による改正前の一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第二十一条

の規定により介護休暇の承認を受けた職員であつて、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（以下この条及び附則第八条において「第一号施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下この条において単に「初日」という。）から起算して六月を経過していないものの当該介護休暇に係る第四条の規定による改正後の一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第二十条第一項に規定する指定期間については、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第三条に規定する各省各庁の長は、人事院規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく第一号施行日以後の日（初日から起算して六月を経過する日までの日）に限る。までの期間を指定するものとする。

(人事院規則への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律（第九条及び附則第七条から第十条までの規定を除く。）の施行に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

附則（平成二九年一月二五日法律第七七号）抄

第一条（施行期日等） この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条並びに附則第三条及び第五条から第七条までの規定は、平成三十年四月一日から施行する。

附則（令和三年六月一日法律第六一号）抄

第一条（施行期日） この法律は、令和五年四月一日から施行する。

附則（令和五年一月二四日法律第七三号）抄

第一条（施行期日等） この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 第二条（前号に掲げる改正規定を除く。）、第三条及び第五条（同号に掲げる改正規定を除く。）の規定並びに附則第六条の規定 令和七年四月一日

(人事院規則への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、人事院規則で定める。